

内田俊夫様 松崎正様 知事表彰受賞

さる5月19日、県本部において、(有)幸基土地 代表取締役 内田俊夫様、(有)中部開発 代表取締役 松崎 正様に内藤本部長より知事表彰状が授与されました。

内田様は、(有)幸基土地の代表者として30年、菰野町を中心に地域に密着し、一般住宅地の他、工場用地、商業用地等、幅広く様々な物件の売買の媒介業務及び売買、不動産のコンサルティング業務を行って来られました。

平成7年に全日本不動産協会三重県本部・不動産保証協会三重県本部 監事に就任し、

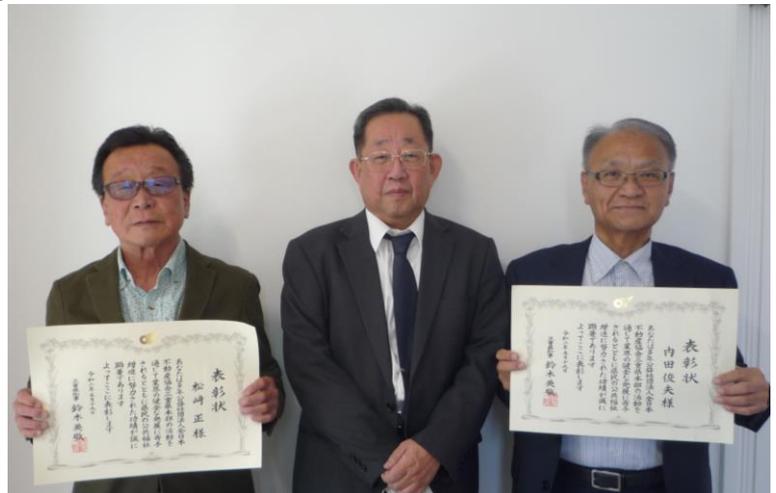
平成11年から令和元年まで理事として、不動産取引相談、教育研修、県本部のホームページの作成等広報事業などに携わり、協会の発展を支えていただきました。

松崎様は、平成3年に(有)中部開発を設立後は、代表取締役として、伊勢市を中心として、主に事業用地の売買を手掛け、商業施設の開設など地域の発展に寄与されて来られました。

平成13年に全日本不動産協会三重県本部・不動産保証協会三重県本部 理事に就任以降、現在まで理事を務めていただいております。その間、青年部会部会長として会員間のネットワーク作りや、協会の研修事業、資格審査、一般保証制度等の啓発等行っていただいております。

内田様、松崎様は、不動産業に30年以上にわたり携わり、地域の発展に多数の実績を残されています。また、長きにわたり、協会の円滑な運営のためご尽力いただき、誠にありがとうございます。

お二人の長年にわたる功績を称え、心よりお祝い申し上げますとともに、今後ますますのご活躍をお祈り申し上げます。



左より松崎様、内藤本部長、内田様

四日市市 テナント賃料減免等支援補助金のお知らせ

四日市市において、新型コロナウイルス感染症の影響により、テナント等の事業者においては一時的に賃料の支払いが困難となるなどの状況が生じていることから、テナント等の事業の継続を支援するため、賃貸人が賃料の減額・免除を行った場合に、賃貸人に減免額の一部を補助する制度が創設されました。

- ✓対象者 賃貸人（四日市市内にあるビル等の建物の所有者等）
- ✓対象経費 令和2年5月・6月・7月分の賃料の減免額
- ✓補助額 対象経費の1/2以内（上限：1テナント等1ヶ月75,000円 3か月225,000円）
- ✓対象要件 賃貸人が賃料を減免したこと
テナント等が、中小企業者（個人事業者を含む）であること など
- ✓受付期間 郵送のみ 令和2年5月20日から9月30日（必着）
- ✓申請方法等 詳細は下記四日市市ホームページをご覧ください。
<https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/contents/1589450154519/index.html>
- ✓お問合せ先 四日市市役所 商工農水部 商工課 TEL 059-354-8178

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（5月14日変更）では、緊急事態宣言が解除されたのちも、これまで実施してきたテレワーク、時差出勤等に引き続き取り組む必要があるとされています。

また、「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着を図るとともに、都道府県をまたぐ不要不急の移動は感染拡大防止の観点から可能な限り控えて頂くこととされています。

今般、事業者の事務所や案内所等取引物件の現場における新型コロナウイルス感染予防対策を行う際の基本的事項について、「不動産における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月20日版）」をとりまとめました。

本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」と「講じるべき具体的な対策」等を踏まえ、継続した「三つの密」対策を徹底していただきますようお願いいたします。

○感染防止のための基本的な考え方

事業者は、社会全体の感染拡大防止に繋がることを認識したうえで、個々の職場の統制に応じた対策を講じる。

特に、従業員や接客する一般消費者への感染を防止するよう努めるものとする。このため、「三つの密」が生じ、クラスター感染発生リスクの高い状況を回避するため、最大限の対策を講じる。

○講じるべき具体的な対策

国土交通省の新型コロナウイルス感染症ページのガイドラインをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk3_000166.html

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001344659.pdf>

【具体的な取組事例（ガイドラインより一部抜粋）】

- ・従業員の体温測定等による健康管理を行い、37.5℃以上の熱がある等体調のすぐれない従業員を自宅待機とする。
- ・来店を誘致するDMやチラシ配布等に代えて、メール、電話、インターネット、ビデオチャット等を活用し、対面での接客機会が増えないよう工夫する。
- ・来店時のマスク着用、アルコール消毒等を案内し、マスク着用のないお客様に対してはマスクの配布を行う。
- ・接客カウンターにアクリル板・ビニールカーテンなどを設置し、お客様座席の間隔を1メートル以上開ける。
- ・お茶等の飲み物を提供する場合は、感染防止のためペットボトル等そのまま提供する。
- ・書類やカギは極力郵送等追跡可能な送付方法で対応する。
- ・現地案内中やお客様が車に同乗する場合は、マスク着用や窓を開放する。
- ・物件の内見中は窓を開け常時換気し、お客様の入れ替えごとにドアノブの消毒を行う。

土砂災害特別警戒区域等の指定について

三重県県土整備部

今般、伊勢市、度会町において、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害特別警戒区域等が下記のとおり指定されましたので、重要事項説明等においてご注意ください。

指定地区：伊勢市矢持町菖蒲、度会町川口 外
 指定年月日：令和2年4月17日
 告示番号：三重県告示第251号、252号、253号

○県公報 <https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000885667pdf>

○指定区域図 http://www.pref.mie.lg.jp/HOZEN/HP/06770006284_00003.htm

●退会会員のお知らせ

退会日	免許番号	商号	代表者
2.4.28	(6)2336	(有)東建	中村 浩

「全日三重」は当県本部HPにも掲載しておりますのでご覧ください。